

地震防災対策の推進に関する要望

「地震防災対策特別措置法」が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に制定されて以来、都道府県はもとより全国の市町村等においては、「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく地震防災施設等の整備を中心として、各般にわたる地震防災対策の推進に鋭意努めてきたところである。

しかしながら、厳しい財政状況等により、現行の地震防災緊急事業五箇年計画の進捗率が低い状況にあり、また、鳥取県西部地震をはじめとした現下の国内外の地震災害の発生状況等に鑑みると、今後とも引き続いて、地域住民の生命、身体及び財産を地震による災害から守るため、なお一層、地震防災対策の充実・強化を図る必要がある。

よって、国においては、平成13年3月31日で期限が切れる「地震防災対策特別措置法」に基づく国の負担又は補助の特例措置の適用期間を延長するとともに、所要の予算措置を講じるよう要望する。

平成12年12月21日

全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会